

京都市告示第 361 号

無鄰菴の母屋及び茶室の緊急修繕を行うため、無鄰菴条例第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり無鄰菴を休園し、また、母屋及び茶室の利用を制限します。

平成 20 年 1 月 22 日

京都市長 榊本 頼兼

1 休園する日

平成 20 年 2 月 4 日、2 月 5 日、3 月 10 日及び 3 月 11 日

2 母屋及び茶室の利用を制限する日

平成 20 年 2 月 4 日から 3 月 11 日まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)